

受入国の制度と移住労働者の脆弱性に関する 論点整理の試み



自己紹介

Shohei Sugita / 杉田 昌平

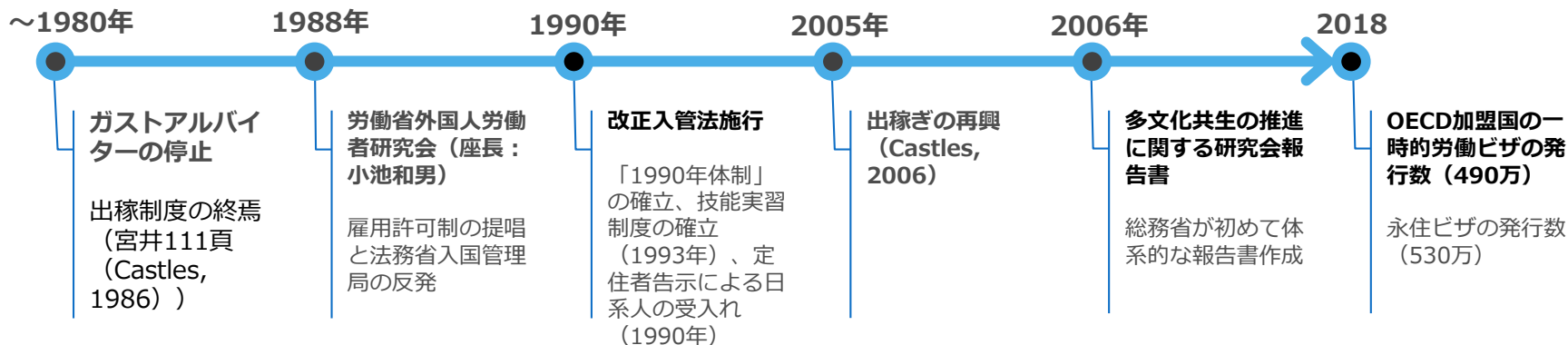
弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))、社会保険労務士(2017年～)
弁護士法人Global HR Strategy代表社員(2021年～)
JICA国際協力専門員(外国人雇用)(2021年～)
慶應義塾大学大学院法務研究科訪問講師(2021年～)



- 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)
- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師
(ハノイ法科大学内日本法教育研究センター)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(～2021年6月)
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(現職)
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(～2021年3月)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」検討委員
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー



ホスト国の制度の流れ



宮井「移民出稼ぎ政治理論」等から作成

短期モデル(Temporary Migration Programs)の見直し

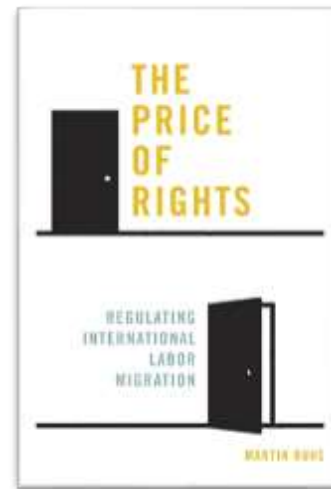
2006年頃以降、短期モデル(Temporary Labor Migration Programs)への評価が見直されてきている。これは、先進国では、パーマネントの移民での受け入れは、権利と数のジレンマ等から拡大することは難しく、短期モデルが見直されている。

また、短期モデルは劣化版の長期モデルという位置づけからも見直しが生じている。

→あるべきTLMPsとはどういった制度か??



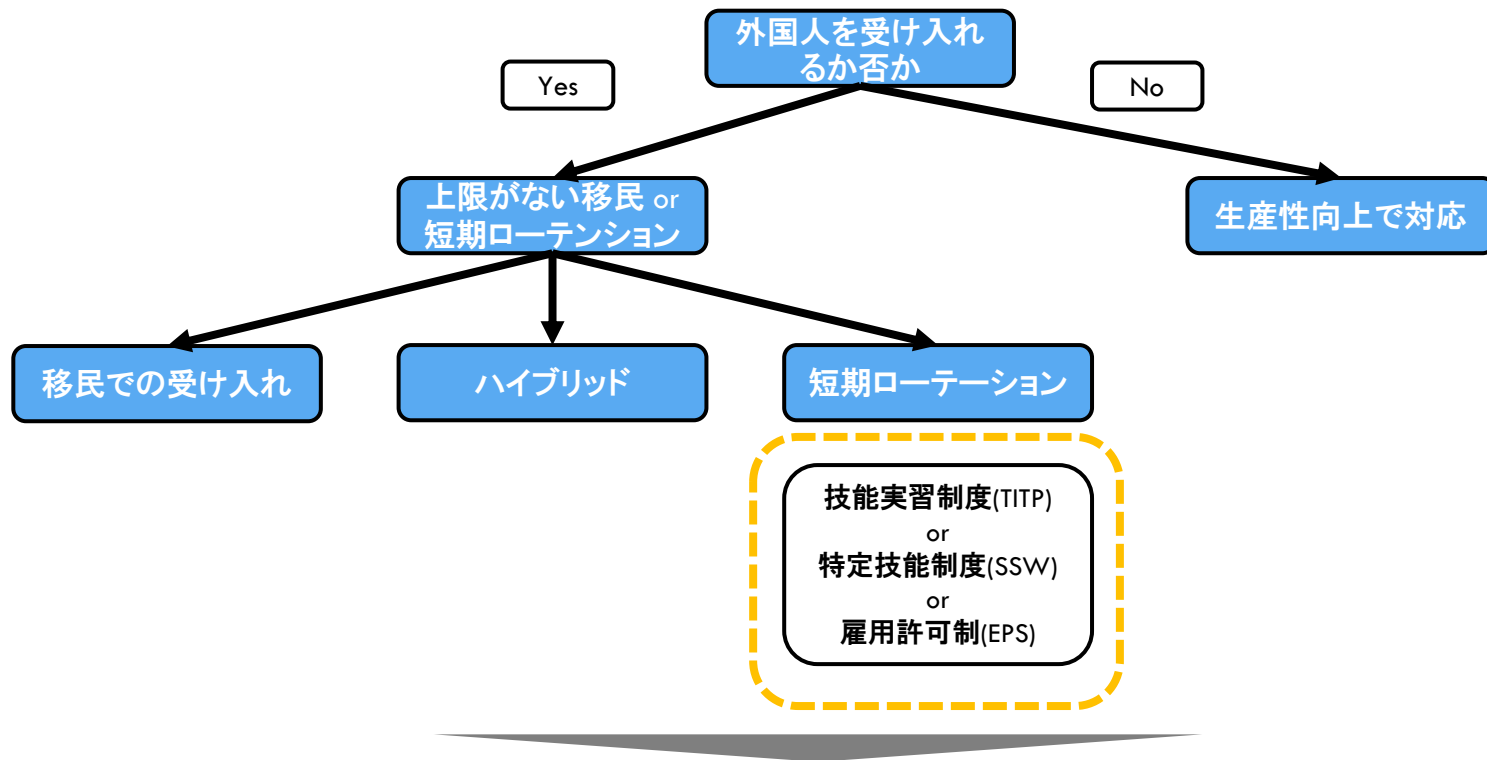
Philip Martin "MANAGING LABOR MIGRATION: TEMPORARY WORKER PROGRAMMES FOR THE 21ST CENTURY"



Marthin Rush "The Price of Rights: Regulating International Labor Migration"

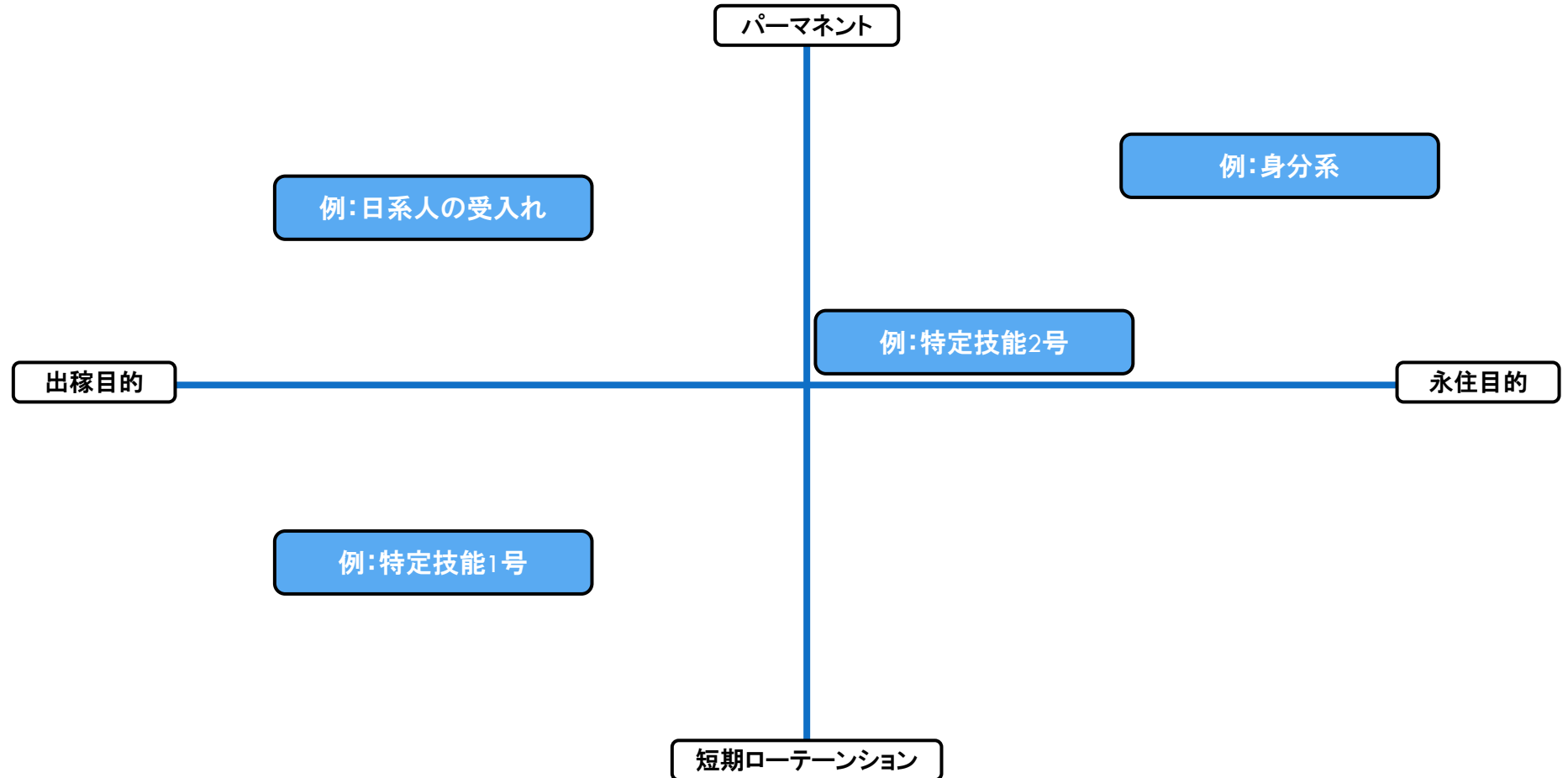
- 数と権利のトレードオフ:「広範な権利にはより少ない受入れが、より多くの受入れには権利の制約という「代償(price)」が伴う。どちらも「代償」を伴うのであれば、よく練られたプログラムを通じた大規模な受入れの方が望ましい」(Rushs, 2013、前掲宮井116頁)
- リベラルパラドクス:「国境の開放」と「平等な市民権」という要求の非両立(前掲宮井116頁)

ホスト国の制度論の整理



- Temporary Labor Migration Programの中で比較しても特徴は基本的に同じ
“Temporary labor migration programs Governance, migrant worker rights, and recommendations for the U.N. Global Compact for Migration”
- TITPはTLMPsの中では相対的に数字が良い
海老原 嗣生「ずいぶん印象と異なる外国人技能実習制度の現実」、「技能実習制度を推し広めるべき逆説的な理由」

ホスト国の制度と移住目的



課題の時系列フローと ホスト国の制度

7



開発途上国(出身国)における貧困

産業政策上の課題

人的資本の開発機会の制限



権利の保障

人的資源の移転可能性

経済的統合

文化的な共生

海外当金と開発



人的資源の再移転可能性

出身国への再統合

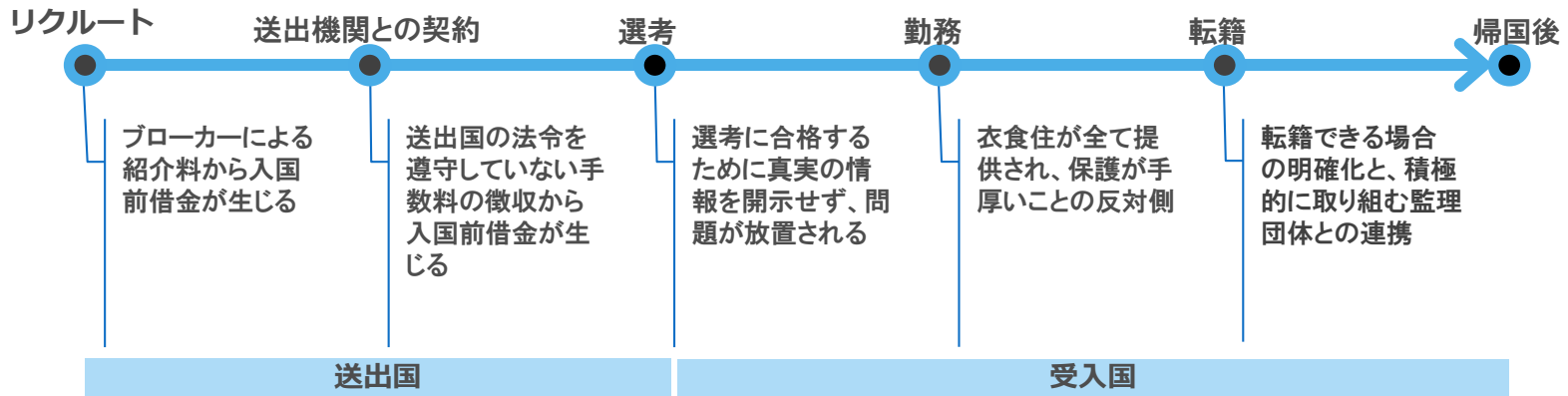
脆弱性要因のマッピング

- 脆弱性要因は、要因の性質と時系列によってマッピングすることが可能である。



脆弱性要因	例
個人	年齢、性別、人種的/民族的アイデンティティ、性的指向、性同一性、個人の歴史、精神的な健康等
世帯・家族	家族の規模、世帯構成、社会経済的地位、移住経験、生計、教育レベル等
コミュニティ	医療教育へのアクセス、生計を生み出す機会へのアクセス等
制度	法の支配、ガバナンス、移民政策、人権の尊重等

“IOM Handbook on Protection and Assistance to Migrants Vulnerable to Violence, Exploitation and Abuse”(IOM, 2019)



国際労働市場の存在と数

	2016	2017	2018	2019	2020
香港	14,434	69,182	73,917	70,840	53,206
台湾	77,087	62,823	72,373	79,574	34,415
マレーシア	87,623	88,991	90,671	79,663	14,630
シンガポール	17,700	13,379	18,324	19,354	4,474
サウジアラビア	13,538	6,471	5,894	7,018	1,793
日本(※)	75	538	458	486	749
韓国	5,912	3,728	6,905	6,193	641

国立社会保障・人口問題研究所編『国際労働移動ネットワークの中の日本』（日本評論社、2022）207頁（人）
※上記の表は、労働者を扱う省庁であるBNP2TKI及びBP2MIが公表する数字であり、技能実習生は含まれていない。

まとめに代えた論点

10

- パーマネント or テンポラリー
- 移住目的 or 出稼目的
- 権利からのアプローチ
- 数からのアプローチ

ご質問等



ご連絡先

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックス2階

弁護士法人Global HR Strategy
GHR法律事務所

杉田 昌平

03-6441-2996

sugita.shohei@ghrs.law

ご清聴、ありがとうございました！

ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。